

愛媛県留置施設視察委員会

1 趣旨

留置施設視察委員会は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、留置施設を視察し、その運営に関して意見を述べる部外第三者からなる機関として設置されています。

2 委員会の組織

(1) 委員数

委員は、県条例の規定により、4人で組織されています。

(2) 条件、任命

委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、県公安委員会が任命します。

(3) 任期

任期は1年ですが、3回に限り再任することができます。

3 活動内容及び意見

令和6年度中は、4回にわたり委員会を開催し、愛媛県内の留置施設のうち4施設の視察を行いました。

視察終了後、会議を開催して質疑応答を行いました。運営の改善を求める意見は無く、今後も適正な運営に努めることとされました。